

令和3年（2021年）

第5回可児市議会定例会議案

令和3年8月23日

目 次

認定第1号	令和2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	令和2年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	令和2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	令和2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	令和2年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	令和2年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	令和2年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	令和2年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	令和2年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第14号	令和2年度可児市水道事業会計決算認定について	7
認定第15号	令和2年度可児市下水道事業会計決算認定について	8
議案第49号	令和3年度可児市一般会計補正予算(第4号)について	9
議案第50号	令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	9
議案第51号	令和3年度可児市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	10
議案第52号	令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算(第1号)について	10
議案第53号	令和3年度可児市下水道事業会計補正予算(第1号)について	11
議案第54号	可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第55号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第56号	可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第57号	可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第58号	可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第59号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	39
議案第60号	教育委員会委員の任命について	40
議案第61号	人権擁護委員候補者の推薦について	41

議案第62号	訴えの提起について.....	42
議案第63号	令和2年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について.....	43
議案第64号	令和2年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て.....	44

認定第1号

令和2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第2号

令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第3号

令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第4号

令和2年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第5号

令和2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第6号

令和2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

令和2年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

令和2年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

令和2年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

令和2年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

令和2年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

令和2年度可児市水道事業会計決算認定について

令和2年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第15号

令和2年度可児市下水道事業会計決算認定について

令和2年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第49号

令和3年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

令和3年度可児市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第50号

令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第51号

令和3年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第52号

令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正
予算（第1号）について

令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第53号

令和3年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和3年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第54号

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例

可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(訂正等の実施)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 実施機関は、第20条の規定による訂正の請求に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正等の実施)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 実施機関は、第20条の規定による訂正の請求に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																	
<p>(手数料の免除)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 官公署が請求したとき。ただし、別表第6項第1号から第3号まで及び第5号から第8号まで並びに第12項から第14項までの事務を除く。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>法第17条第1項の規定により交付された個人番号カードの再交付 1枚につき800円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分		額	種類	内容	(略)			7	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第17条第1項の規定により交付された個人番号カードの再交付 1枚につき800円	9	(略)	(略)	<p>(手数料の免除)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 官公署が請求したとき。ただし、別表第6項第1号から第3号まで及び第5号から第8号まで並びに第11項から第13項までの事務を除く。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分		額	種類	内容	(略)			7	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	8	(略)	(略)
事務の区分		額																																		
種類	内容																																			
(略)																																				
7	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)																																		
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第17条第1項の規定により交付された個人番号カードの再交付 1枚につき800円																																		
9	(略)	(略)																																		
事務の区分		額																																		
種類	内容																																			
(略)																																				
7	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)																																		
8	(略)	(略)																																		

10 (略)
11 (略)
12 (略)
13 (略)
14 (略)
15 (略)
16 (略)
17 (略)

備考

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の申出があった場合は、第12項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する審査の手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。
- 2 第13項及び第14項において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいい、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 3 第13項及び第14項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物（第14項において、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。）に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 4 第13項及び第14項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する

9 (略)
10 (略)
11 (略)
12 (略)
13 (略)
14 (略)
15 (略)
16 (略)

備考

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の申出があった場合は、第11項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する審査の手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。
- 2 第12項及び第13項において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいい、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 3 第12項及び第13項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物（第13項において、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。）に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 4 第12項及び第13項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する

評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

- 5 第13項及び第14項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあっては、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額）及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。
- 7 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があっ

評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

- 5 第12項及び第13項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあっては、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額）及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第12項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。
- 7 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があっ

た場合は、第14項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。

8 第14項第1号及び第2号における建築物について、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第14項第3号及び第4号における建築物について、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

た場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。

8 第13項第3号及び第4号における建築物について、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第13項第5号及び第6号における建築物について、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（一般廃棄物処理手数料）		（一般廃棄物処理手数料）	
第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次の表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。		第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次の表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。	
廃棄物の種類	手数料	廃棄物の種類	手数料
（略）		（略）	
粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき520円	粗大ごみ	1個又は1組につき520円
がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムにつき540円	特定ごみ（規則に定める一般廃棄物をいう。）	1品目10キログラムまでごとにつき500円
がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムにつき540円	がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムまでごとにつき540円
2及び3	（略）	2及び3	（略）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第57号

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年可児市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(車線の分離等) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 分離帯に路上施設を設ける場合には、当該中央帯の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。 8 (略)	(車線の分離等) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 分離帯に路上施設を設ける場合には、当該中央帯の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。 8 (略)
(自転車道) 第9条 (略) 2及び3 (略) 4 自転車道に路上施設を設ける場合には、当該自転車道の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものと	(自転車道) 第9条 (略) 2及び3 (略) 4 自転車道に路上施設を設ける場合には、当該自転車道の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものと

する。

5 (略)

(立体交差)

第29条 (略)

2 及び 3 (略)

4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条並びに令第41条第1項において準用する令第12条の規定は、適用しない。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他施行規則第3条各号に規定するものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2 (略)

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 (略)

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)及び前条第1項の規定並びに令第41条第1項において準用する令

する。

5 (略)

(立体交差)

第29条 (略)

2 及び 3 (略)

4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条並びに令第42条第1項において準用する令第12条の規定は、適用しない。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他施行規則第3条各号に規定するものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2 (略)

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 (略)

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)及び前条第1項の規定並びに令第42条第1項において準用する令

第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項の規定並びに令第41条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項の規定並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24

年可児市条例第31号) 第2章に規定する
基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24年可児市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条—第2条の2）
第2章 歩道等（第3条—第10条）	第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）
第3章 立体横断施設（第11条—第16条）	第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条）
第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）	第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）
第5章 自動車駐車場（第19条—第29条）	第5章 自動車駐車場の構造（第19条—第29条）
第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条—第33条）	第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条—第40条）
附則	第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条—第44条）
	附則

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法第2条及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(3)及び(4) (略)

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設けるものを除く。）には、歩道を設けるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法第2条及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年可児市条例第29号。以下「市道構造条例」という。）第43条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。

(3)及び(4) (略)

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時的に使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年可児市条例第29号)第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、前項の条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセン

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、市道構造条例第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、市道構造条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、市道構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、市道構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路

ト以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この条において同じ。）の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認す

等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この条において同じ。）の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するた

るための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障がい者が利用する操作盤は、点字を貼付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) (略)
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

めの鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障がい者が利用する操作盤は、点字を貼付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) (略)
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

(出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) (略)

(便所)

第27条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(4) (略)

2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

(出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) (略)

(便所)

第27条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(4) (略)

2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は、次の各号のいずれかに定める構造とするものとする。

(1)及び(2) (略)

第29条 (略)

(1)及び(2) (略)

第29条 (略)

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾

斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合においては、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障がい者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合においては、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 路面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずき

の原因となるものを設けない構造とするものとする。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、

80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合においては、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路のあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

3 第13条第3号から第5号まで、第7

号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合においては、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにあつては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用す

る。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がい者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、
旅客特定車両停留施設に便所を設ける場
合について準用する。この場合におい
て、第28条第1項第1号中「第22条に規
定する通路」とあるのは、「移動等円滑
化された通路」と、「同条各号」とある
のは「第22条各号」と読み替えるもの
とする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合にお
いては、そのうち1以上は、次に定める
構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等
販売所との間の通路は、第30条第1項
各号に定める構造とすること。

(2) 出入口を設ける場合においては、そ
のうち1以上は、次に定める構造とす
ること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上
とすること。

イ 戸を設ける場合においては、当該
戸は、次に定める構造とすること。

(7) 有効幅は、80センチメートル以
上とすること。

(4) 高齢者、障がい者等が容易に開
閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障
となる段差を設けないこと。ただ
し、傾斜路を併設する場合において
は、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合において
は、そのうち1以上は、車椅子使用者
の円滑な利用に適した構造とすること。
ただし、常時勤務する者が容易に
カウンターの前に出て対応できる構造
である場合においては、この限りでない。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 (略)

2 (略)

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合においては、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合においては、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第41条 (略)

2 (略)

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z 8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 (略)

3 (略)

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に

4 (略)

5 (略)

(休憩施設)

第43条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障がい者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合においては、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及

確保される場合においては、この限りでない。

び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加藤 幸治	可児市徳野南*****

議案第60号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
伊藤 小百合	可児市長坂*****

議案第61号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
可児 一恵	可児市土田*****

議案第62号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等を求める訴えを次のとおり提起する。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

入居者	*****	*****
連帯保証人	*****	*****
連帯保証人	*****	*****

2 管轄裁判所

岐阜地方裁判所御嵩支部又は御嵩簡易裁判所

3 請求の趣旨

- (1) 入居者は、市営住宅を明け渡すこと。
- (2) 入居者及び連帯保証人は、本市に対し、連帯して令和3年8月9日までの市営住宅家賃及び駐車場使用料1,153,100円を支払うこと。
- (3) 入居者及び連帯保証人は、本市に対し、連帯して令和3年8月10日から市営住宅明渡しの日までの当該市営住宅の占有に係る損害金及び駐車場の使用に係る損害金を支払うこと。
- (4) 訴訟費用は、入居者及び連帯保証人の負担とすること。

4 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第63号

令和2年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金418,021,926円のうち394,709,488円を
資本金に組み入れ、23,312,438円を建設改良積立金に積み立てる。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第64号

令和2年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金1,016,128,428円のうち539,157,260円を資本金に組み入れ、476,971,168円を減債積立金に積み立てる。

令和3年8月23日提出

可児市長 富田 成輝